

新庄市公告第 69 号

新庄市地理情報システム整備及び住居表示台帳電子化等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

新庄市長 山科 朝 則



1. 業務概要

- (1) 業 務 名 新庄市地理情報システム整備及び住居表示台帳電子化等業務委託
- (2) 業 務 内 容 「新庄市地理情報システム整備及び住居表示台帳電子化等業務委託仕様書」のとお
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案上限額 33,422,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 選定の方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 担 当 部 署 新庄市総合政策課 システム統計係

〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号

電話番号：0233-22-2118 F A X：0233-22-0989

E-mail：system@city.shinjo.yamagata.jp

2. 参加申込者の資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県内に主たる営業所（新庄市競争入札参加資格名簿に登録された本店又は受任者の所在地にある営業所）を有すること。
- (2) 令和 7、8 年度新庄市競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金におけるデジタル実装型の優遇措置（共通化・標準化（デジタル地方創生モデル仕様書））の適用を受けた事業であることから、提案する公開型 GIS は、デジタル庁モデル仕様書（公開型 GIS）に示す必須機能及び一部の選択必須機能を全て満たすことが可能であること。
- (4) 本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金におけるデジタル実装型の優遇措置

(共通化・標準化 (SaaS 等活用)) の適用を受けた事業であることから、提案する公開型 GIS は、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生サービスカタログ」に TYPE1 Plus 対象サービス (地理情報システム (GIS) の活用) に掲載された製品であること。

- (5) 提案する庁内型 GIS は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の LGWAN-ASP サービスリストに登録された自社開発製品であること。
- (6) 提案する庁内型 GIS は、一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) による地域情報プラットフォーム準拠登録製品一覧表 (APPLIC-0002-2019~APPLIC-0002-2024) における GIS ユニットの登録を行った自社開発製品であること。
- (7) 次の承認・認証を受けていること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム : ISO/IEC 27001

イ 個人情報マネジメントシステム : JIS Q 15001 (プライバシーマーク)

- (8) 地方公共団体から受託した下記の元請実績を有すること。なお、業務実績は複数の業務から証明して差し支えない。

ア 住居表示台帳電子化の実績 (令和 2 年度から令和 6 年度まで)

イ INTERNET-ASP 方式による公開型 GIS の導入実績 (令和 7 年 4 月 1 日時点で運用中)

ウ LGWAN-ASP 方式による庁内型 GIS の導入実績 (令和 7 年 4 月 1 日時点で運用中)

エ INTERNET-ASP 方式による現地調査支援 GIS の導入実績 (令和 7 年 4 月 1 日時点で運用中)

※INTERNET-ASP 方式とは、インターネットを介して運用するアプリケーションサービスプロバイダ方式をいう。

※LGWAN-ASP 方式とは、総合行政ネットワーク (LGWAN) を介して運用するアプリケーションサービスプロバイダ方式をいう。

- (9) 新庄市暴力団排除条例 (平成 23 年条例第 22 号) 第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 2 号の暴力団員及び同条第 3 号の暴力団員等のいずれにも該当しないこと。また、いずれかと密接な関係を有すると認められる者でないこと、あるいはいずれかの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと (再生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)

3. 実施日程（予定）

(1) プロポーザル実施公告	令和7年6月13日（金）
(2) 参加申込書等の提出期限	令和7年6月25日（水）
(3) 質問書の提出期限	令和7年6月18日（水）
(4) 質問書への回答	令和7年6月20日（金）
(5) 一次審査結果通知	令和7年6月30日（月）
(6) 企画提案書等の提出開始	令和7年7月 1日（火）
(7) 企画提案書等の提出期限	令和7年7月15日（火）
(8) 二次審査（プレゼンテーション等審査）	令和7年7月24日（木） 予定
(9) 審査結果通知	令和7年7月28日（月） 予定

4. 審査・選定

(1) プロポーザル審査委員会

契約候補者を選定するための審査は、新庄市地理情報システム整備及び住居表示台帳電子化等業務委託プロポーザル審査委員会が行う。

提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション等について審査を行う。

(2) 選定方法

書類審査において参加資格を有することを認められた者にプレゼンテーション等審査を実施する。書類審査とプレゼンテーション等審査の評価点を合計し、最も評価点が高い者を契約候補者として選定する。

① 一次審査（書類審査）

参加申込書類による一次審査を実施する。なお、参加申込者が5者以上となった場合は、一次審査の評価点の高い順に上位4者を二次審査の対象とする。

② 二次審査（プレゼンテーション等審査）

二次審査は、企画提案書類及びプレゼンテーションによる評価を実施する。

③ 一次審査と二次審査の評価点の合計の高い順に最優秀提案者（契約候補者）を決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、二次審査の評価点が高い者を上位とする。

5. その他留意事項

詳細については、別に定める「新庄市地理情報システム整備及び住居表示台帳電子化等業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。